

平成23年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名		頁
政策目標7. 都市再生・地域再生等の推進			
1	都市局	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援	1
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
2	総合政策局	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進	5
3	海事局	即戦力を備えた船員の養成に向けた内航用練習船の整備	11
政策目標3. 地球環境の保全			
4	国土政策局	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的地域戦略の推進	17

平成24年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名		頁
政策目標2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
5	都市局	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進	23

平成25年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名		頁
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
6	総合政策局	社会資本の適確な維持管理・更新の推進	28
7	土地・建設産業局	地域の活性化のための不動産再生の促進	32

平成26年度予算概算要求時に実施した政策アセスメントにおける事後検証

No	施策等名		頁
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
8	土地・建設産業局	ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備	35
9	海事局	新たなエネルギー輸送ルートの上陸輸送体制の確立	39
政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備			
10	国土政策局	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 (地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進)	44
11	国土政策局	イノベーションをもたらす地理空間(G空間)情報の活用の推進	49

平成22年度に実施した規制の事前評価における事後検証

No	施策等名		頁
12	水管理・国土保全局	河川法施行令の一部を改正する政令案	54
13	住宅局	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	57

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成23年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No.1】		
施策等	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援		
担当課	都市局市街地整備課 街路交通施設課	担当課長名	課長 英 直彦 課長 神田 昌幸
施策等の概要	<p>我が国の都市の国際競争力強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき都市拠点インフラの整備について補助を行う。</p> <p>【平成23年度予算要求額：6,100百万円】 【平成23年度予算額：4,394百万円、平成24～27年度予算額：30,004百万円】 【都市再生特別措置法の一部を改正する法律】</p>		
施策等の目的	成長著しいアジア各国の都市との競争の中で、中国、シンガポール、韓国等においては、特区を指定するなど国を挙げて積極的な都市開発を推進しており、我が国の都市においてはアジアの中核拠点としての競争力が急激に低下しつつある。このため、我が国の国際競争力の強化を目指して、国家的・広域的な観点から大都市の都市拠点インフラの整備を早急に進め、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を図る。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	都市再生緊急整備地域において国際競争拠点都市整備事業等により民間開発事業等を促進した地域の総面積		
目標値	1,200ha		
目標年度	平成27年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>本施策を国として短期的・集中的に実施したことにより、民間の活力やノウハウを活かしつつ、約1,400haにおいて、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成に向けた都市基盤整備等が推進され、都市再生・地域再生の推進に大きく寄与し、十分な有効性を有した。</p> <p>特に、東京都心・臨海地域においては、環状2号線整備、市街地再開発事業等により、生活環境を備えた国際的なビジネス・交流拠点の形成が図られた。</p>		
その他特記すべき事項			

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援		
担当課	都市・地域整備局 まちづくり推進課	担当課長名	課長 栗田 卓也
施策等の概要	<p>我が国の都市の国際競争力強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき都市拠点インフラの整備について補助を行う。（予算関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：6, 100百万円】</p> <p>【都市再生特別措置法の一部を改正する法律案】</p>		
施策等の目的	<p>成長著しいアジア各国の都市との競争の中で、中国、シンガポール、韓国等においては、特区を指定するなど国を挙げて積極的な都市開発を推進しており、我が国の都市においてはアジアの中核拠点としての競争力が急激に低下しつつある。このため、我が国の国際競争力の強化を目指して、国家的・広域的な観点から大都市の都市拠点インフラの整備を早急に進め、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を図る。</p>		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	26 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	都市再生緊急整備地域において国際競争拠点都市整備事業等により民間開発事業等を促進した地域の総面積		
目標値	1, 200ha		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>成長著しいアジア各国の都市と比較して、我が国の都市は空港アクセス、災害リスク等において低い評価となっており、上海、シンガポール等の都市が躍進する一方で、アジアの中核拠点としての国際競争力が急激に低下しつつある状況である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>上海、シンガポール等の都市は、特区を指定するなど国を挙げて積極的な都市開発を推進しているが、我が国においては現在、国際競争力の強化に寄与する都市拠点インフラの整備を短期間に集中的に実施する国の取り組みが十分ではないこともあり、アジア諸国に比べて遅れをとっている。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>我が国の国際競争力の強化を目指して、国家的・広域的な観点から大都市の都市拠点インフラの整備を早急に進め、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を図る必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p>		

		国際競争力強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき都市拠点インフラの整備について補助を行う。
	社会的 ニーズ	新成長戦略（平成22年6月18日）において、大都市は国の成長の牽引役としての役割を果たしてきており、他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進していることから、国として国際的、広域的な視点を踏まえ、成長の足がかりとなる、投資効果の高いインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要があること等が示されている。
	行政の関与	国家的・広域的な観点から必要となる公共性の高い都市拠点インフラの整備については、行政の関与が必要不可欠である。
	施策等の 効率性	
本案	費用	6, 100百万円（平成23年度予算要求額） 国際競争拠点都市整備事業推進に係る事業費
	効果	国際的・広域的な見地から、民間開発等と連携しつつ都市拠点インフラの整備を短期間に集中的に実施することにより、効率的・効果的に国際競争拠点都市の形成が図られ、国際競争力が強化される。
	比較	地域を限定して短期間に集中的に事業を実施することにより、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を早期に実現することができ、事業完了後、長期間にわたり施策効果が得られるため、費用に見合った十分な効果が得られる。
代替案	概要	社会資本整備総合交付金事業により、都市拠点インフラの整備を行う。
	費用	社会資本整備総合交付金事業により、都市拠点インフラの整備に必要な事業費。
	効果	地方公共団体が策定する計画に基づき、平均的なペースで都市拠点インフラの整備が行われ、一定の都市拠点の形成が図られる。
	比較	事業完了後は、都市拠点インフラの整備により、都市拠点の形成が図られ、費用に見合った効果は得られる。 しかし、事業期間等は地方公共団体の財政状況等に影響されるため、事業効果が必ずしも早期に発揮されるとは限らない。

<p>本案と代替案の比較</p>	<p>本案は、国際競争力の強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき施設整備に限定して、短期間・集中的に補助を行うものである。</p> <p>したがって、代替案と比較して効率的・効果的に国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成が図られ、国際競争力の維持・向上に資することができる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策を実施することにより、民間の活力やノウハウを活かしつつ、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成に向けて都市基盤整備等が推進されるため、都市再生・地域再生の推進に寄与し、十分な有効性を有する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。 ○国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）においても、我が国のポテンシャルの高さを世界に発信可能な大都市において、多様な機能が備わった都市拠点の形成により、激化する国際都市間の競争に勝ち抜き、人、モノ、カネ、情報と呼び込むアジアの拠点、イノベーションセンターを目指すこと等が示されている。 ○外部要因として、民間開発事業等は経済情勢の影響を受けやすいこと等があげられる。

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成23年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 23】		
施策等	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進		
担当課	総合政策局官民連携政策課	担当課長名	課長 大澤 一夫
施策等の概要	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実にを行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たなPPP/PFI事業の案件形成支援及び優良事例の横展開。（予算関係）</p> <p>コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の償却可能化）、PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充。（税制関係）</p> <p>【23年度予算要求額：1,410百万円】 【23年度予算額：712百万円】</p> <p>【24～27年度予算額：2,381百万円】</p>		
施策等の目的	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図る。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	<p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を踏まえたPPP/PFI事業の事業規模<アセスメント評価書から変更指標を変更した理由></p> <p>アセスメント評価書作成時、PPP/PFIの事業費は、各PFI事業の「契約金額」の測定を意図していたが、これは当時、事業者が公共から支払われる対価のみを財源とする「サービス購入型」が主流であったためである。</p> <p>ところが、平成25年「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」がPFI推進会議で決定され、「骨太方針2015」において当該アクションプランの実行加速が謳われるなど、最近では民間事業者に利用料金等のあるPFIやコンセッション、公有地を活用したPPP事業など多様なPPP/PFIの拡大が政策上の目標となっている。</p> <p>これら多様なPPP/PFIの事業規模を捉えるには、「契約金額」のみの測定では不十分であると有識者らから指摘されており、それら指摘を踏まえて現在、事業規模見直しPTIにおいてPPP/PFI事業規模の範囲や測定手法の確立が検討されている。</p> <p>以上のような政策動向を踏まえて、検証指標の変更が必要と考える。</p>		
目標値	<p>10～12兆円</p> <p>上記のように検証指標を変更したことから、目標値も「アクションプラン」の設定目標金額に変更している。</p>		

<p>目標年度</p>	<p>平成25～34年 上記のように、検証指標を変更したことから、目標年度も「アクションプラン」の目標設定期間に変更している。</p>
<p>施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）</p>	<p>PPP/PFI事業費の把握については、平成27年度より内閣府PFI推進室が事務局となって「事業規模見直しプロジェクトチーム（PT）」が立ち上げられ、PPP/PFI事業規模の範囲や測定手法の確立が検討されており、平成28年度までに平成25、26年度のPPP/PFIの事業規模の測定がなされることとなっている。 そのため、事後検証シートによる事後検証は平成28年度に実施する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>特になし</p>

【No. 23】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進		
担当課	総合政策局政策課	担当課長名	課長 澁谷和久
施策等の概要	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実にを行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たなPPP/PFI事業の導入、インフラファンドの形成促進等の支援を行う。（予算関係）</p> <p>コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の償却可能化）、PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充（税制関係）</p> <p>【予算要求額：1,410百万円】 【増収額28百万円】</p>		
施策等の目的	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図る。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	国土交通省関連のPPP/PFI事業費		
目標値	2兆円		
目標年度	2020年（平成32年）まで		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>国土交通省所管PFI実施件数は91件（平成22年1月現在）に上っており、PFIは公共施設等に関する事業を行う場合の一手法として着実に定着してきている。</p> <p>しかし、事業内容は、土木施設がほとんどなく建物が中心となっており、また、事業形態はサービス購入型が全体の約8割を占めているなど、現状のPFI事業は、小規模・ハコモノが主流となっており、民間の創意工夫、ノウハウを十分に活用し、国民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されることを旨とするPFI法の基本理念が必ずしも十分には実現されているとは言えない。</p> <p>また、都市・まちのリニューアル・維持管理において、NPOやまちづくり会社等の新しい公共が主体となった官民連携の取組が各地域で出始めているものの、資金調達や各種の手続き等において課題があり、手探り状態となっているため、新しい公共が主体となったまちづくりが十分に実現されているとは言えない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>民間企業等の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出すためのPPP/PFI制度が十</p>		

	<p>分整っていないため。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>従来のPFI制度に基づく事業拡大に加えて、経済的インフラの領域での活用や社会的インフラでの更なるリスク移転を妨げているボトルネックや新しい公共が直面している課題を探し出し、これらを解決できる新たなPPP/PFI制度を構築する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>○先進事例となる新たなPPP/PFI事業を対象とし、官民で構成される協議会及び公共施設の管理者である自治体、独立行政法人、直轄事業等（国交省所管施設）に対し、事業化を支援する。また、制度的課題の検討・ノウハウの蓄積、地方公共団体への普及啓発を行う。</p> <p>○PPPインフラファンド造成支援・促進を実施する。</p> <p>○新たな事業創出及び維持管理費の縮減を実現するために、クリーンエネルギー発電及び光ファイバネットワークの整備・管理等におけるPPP/PFI事業の導入を推進する。</p> <p>○高速道路等とその周辺の民間開発の協働が図れる場合に、民間からの収益還元を活用した新たな官民連携によるインフラの整備・管理を展開する。あわせて、都市の道路空間を活用し、賑わいの空間等の新たなビジネスチャンスを生み出す。</p> <p>○NPO、まちづくり会社等の新しい公共による都市・まちのリニューアルや維持管理の具体的な取組や新たな仕組みづくり（事業スキーム、手続きの基準等）を支援するため、新しい公共が主体となったまちづくりの立ち上げ段階に補助するとともに、各種の課題解決に資する実証実験を実施する。</p> <p>○公営住宅整備事業において、PFI手法を導入するために必要な業務に要する費用について支援を行う。</p> <p>○コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の償却可能化）、PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充を行う。</p>
社会的ニーズ	<p>今後も厳しい財政状況が続く中で、民間資金も活用して必要な財源を確保し、真に必要な社会資本の新規投資や維持更新を行うとともに、新しい公共の取組を支援して雇用拡大に資することが、我が国の持続可能な成長に不可欠である。</p>
行政の関与	<p>民間資金等を活用した新たなPPP/PFI制度の構築は、PFI法や公物管理関連法等を所管している国（行政）主導で行う必要がある。</p>
国の関与	<p>民間資金等を活用した新たなPPP/PFI制度の構築は、PFI法や公物管理関連法等を所管している国主導で行う必要があり、制度の揺籃期に具体的な事業案件の発掘・形成・事業化を支援することについても、国主導で行うことが必要であるため。</p>
施策等の効率性	

本案	費用	<p>14.1億円（平成23年度予算要求額）（官民連携による効率的な社会資本の整備・管理推進費）</p> <p>○新たなPPP/PFI事業の先進事例を形成することを目的として、自治体・企業等から提案の募集も行い、具体的な事業案件の発掘・形成・事業化を支援</p> <p>○PPP/PFIの活用を強力に推進するとともに、PPPインフラファンド造成支援・促進、制度的課題解決の検討・ノウハウを蓄積</p>
	効果	<p>民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、国内外の資金が公共事業費削減を補って、社会資本の整備及び維持管理が適切に行われる。また、官が独占していた領域を「公」に開くことにより、新規の雇用創出効果も期待される。</p> <p>生産誘発効果 約4500億円 雇用創出効果 約3万5000人 (12件程度、総額約2400億円規模のPFI事業が追加的に創出されると仮定)</p>
	比較	<p>上記費用により新たな制度を構築することで、民間企業の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出し、民間のリターンと国民・利用者の負担抑制を両立しつつ、より高いサービスの提供を実現でき、本来必要な社会資本整備及び維持管理に係る財政負担を軽減することになり、また、新規雇用も創出される。これらの大きな効果から、効率的といえる。</p>
代替案	概要	既存の手法による社会資本の新規投資及び維持管理を実施
	費用	既存の手法による社会資本の新規投資及び維持管理の実施に必要な事業費
	効果	社会資本の整備及び維持管理が適切に行われる。
	比較	費用に見合った効果が得られるが、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めることは困難。
本案と代替案の比較		<p>新たな制度を構築することで、民間企業等の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出し、PPP/PFIを活用できる環境を作り出すことができる。これにより、優良なPPP/PFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。よって、本案の方が効率的である。</p>

<p>施策等の 有効性</p>	<p>民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、国内外の資金が公共事業費削減を補って、社会資本の整備及び維持管理が適切に行われる。</p> <p>また、民間のノウハウと経営努力により、民間のリターンと国民・利用者の負担抑制を両立しつつ、より高いサービスの提供を実現できる。</p> <p>従って、施策目標の、社会資本整備・管理等を効果的に推進することにつながるため、有効であるといえる。</p>
<p>その他特記 すべき事項</p>	<p>○「新成長戦略」（平成21年6月18日閣議決定）において、「厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPP等の積極的な活用を図る。」「官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」としている。</p> <p>○「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）において、「厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実にやっていくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図る必要がある。」とし、「国土交通省関連のPPP/PFI事業費について2020年までの合計で新たに2兆円実施する」との戦略目標が設定されている。また、「新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進」に向けた戦略目標として、「都市・まちのリニューアル・維持管理における官民連携の取組（PPP）を大幅に促進する。」が設定されている。</p> <p>○内閣府民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）の中間的とりまとめ（平成22年5月25日）において、「PFIを推進するための制度の見直しを行うことを通じて、2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。」とされている。</p> <p>○「新しい公共」宣言（平成22年6月4日）において、「国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設することを進めるべきである。」とされている。</p> <p>○平成27年度までに事業検証シートにより事後検証を実施。</p>

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成23年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 29】		
施策等	即戦力を備えた船員の養成に向けた内航用練習船の整備		
担当課	海事局海技課	担当課長名	高杉 典弘
施策等の概要	<p>内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、即戦力を備えた若手船員（国際条約の基準を満たす有資格者）の効果的・効率的な養成に向けた訓練体制の拡充に必要な練習船の整備を図る（練習船大成丸の代替建造）。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：900百万円】</p> <p>【平成23年度予算額：450百万円、平成24、25年度予算額合計：900百万円】</p>		
施策等の目的	<p>内航海運は、</p> <p>①基礎産業物資の8割を輸送する我が国産業の大動脈</p> <p>②離島における唯一の移動手段（ライフライン）</p> <p>③国内フィーダー輸送網を構築することにより外航海運の国際競争力の基盤</p> <p>④モーダルシフトの主要な担い手として温室効果ガスを削減</p> <p>との特長を持つ極めて重要な輸送モードである。</p> <p>しかしながら、内航海運の運航を担う船員（21年度29,228人）は、慢性的な高齢化等から平成29年には4,500人程度不足すると見込まれており、内航海運へ安定的に優秀な若手船員を供給する体制を早急に整備・維持することが内航海運の存続に不可欠である。また、内航特有のふくそう海域での航海や頻繁な出入港などの海技能力を速やかに伝承する必要がある、即戦力を備えた若手船員を効果的・効率的に養成するための内航用練習船の早急な整備が是非とも必要である。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	—		
検証指標	内航特有の運航海域における訓練実績の差		
目標値	6,000人日数		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>老朽化した大型練習船の代替として、内航船員の養成を目的とした新「大成丸」が平成26年4月に就航した。同船は、従来の練習船に比べ小型化し、また内航船で主流の4サイクルディーゼルエンジンを搭載する等、内航貨物船の運航実態に合わせた訓練が実施できる。就航以来、喫水の浅い内航船が常用する瀬戸内海等の水深が浅い海域にも訓練海域を拡大し、同海域での訓練実績は7,440人日数となり、当初の目標値を達成している。また、貨物船では、荷役作業時に頻繁に船体の傾斜を調整することから、大成丸では専用の操作パネルを用いた模擬訓練も実施する等、内航船舶職員として必要とされる知識・技術の習得を目指した実践的訓練を行っている。</p>		

	内航海運業界においては、若年船員の確保・育成が喫緊の課題となっていることから、今後も大成丸を活用し、効率的かつ効果的に新人船員を養成することとしている。
その他特記すべき事項	特になし

【No. 29】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	即戦力を備えた船員の養成に向けた内航用練習船の整備		
担当課	海事局海技課	担当課長名	課長 尾形 強嗣
施策等の概要	<p>内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、即戦力を備えた若手船員（国際条約の基準を満たす有資格者）の効果的・効率的な養成に向けた訓練体制の拡充に必要な練習船の整備を図る（練習船大成丸の代替建造）。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：900百万円】</p>		
施策等の目的	<p>内航海運は、</p> <p>①基礎産業物資の8割を輸送する我が国産業の大動脈</p> <p>②離島における唯一の移動手段（ライフライン）</p> <p>③国内フィーダー輸送網を構築することにより外航海運の国際競争力の基盤</p> <p>④モーダルシフトの主要な担い手として温室効果ガスを削減</p> <p>との特長を持つ極めて重要な輸送モードである。</p> <p>しかしながら、内航海運の運航を担う船員（21年度29,228人）は、慢性的な高齢化等から平成29年には4,500人程度不足すると見込まれており、内航海運へ安定的に優秀な若手船員を供給する体制を早急に整備・維持することが内航海運の存続に不可欠である。また、内航特有のふくそう海域での航海や頻繁な出入港などの海技能力を速やかに伝承する必要がある、即戦力を備えた若手船員を効果的・効率的に養成するための内航用練習船の早急な整備が是非とも必要である。</p>		
	政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
	施策目標	3 9 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	
	業績指標	—	
	検証指標	内航特有の運航海域における訓練実績の差	
	目標値	6,000人日数	
	目標年度	平成26年度	
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>従来、航海訓練所では、船舶職員の資格を取得しようとする学生等に対し、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の要求基準を満たす訓練内容により一定期間の乗船履歴を付与することを目的として、大型練習船による訓練を実施してきているが、内航海運は総トン数1,000トン未満の小型船が太宗を占めていることから、大型練習船では、内航海運の運航実態に即した効果的な若手船員の養成ができない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>現在、航海訓練所は、内航海運の運航実態に即した練習船を保有しておらず(大型</p>		

		<p>練習船5隻を保有)、内航海運に必要な若手船員の効果的な養成ができていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>安全で安定的な国内輸送の確保のために、極めて重要な輸送モードである内航海運の運航実態に即し、即戦力を備えた若手船員を効果的・効率的に養成するための内航用練習船の整備が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>従来の航海訓練所練習船より小型化した内航用練習船を導入し、瀬戸内海等の喫水の浅い内航船が頻繁に航行する海域での訓練、タグボートを使用しない出入港などのこれまでできなかった内航海運の運航実態に即した教育訓練を繰り返し実施する。</p>
社会的ニーズ		<p>内航海運は、</p> <p>①基礎産業物資の8割を輸送する我が国産業の大動脈</p> <p>②離島における唯一の移動手段（ライフライン）</p> <p>③国内フィーダー輸送網を構築することにより外航海運の国際競争力の基盤</p> <p>④モーダルシフトの主要な担い手として温室効果ガスを削減</p> <p>との特長を持つ極めて重要な輸送モードである。</p> <p>しかしながら、内航海運の運航を担う船員（21年度29,228人）は、慢性的な高齢化等から平成29年には4,500人程度不足すると見込まれており、内航海運へ安定的に優秀な若手船員を供給する体制を早急に整備・維持することが内航海運の存続に不可欠である。また、内航特有のふくそう海域での航海や頻繁な出入港などに対応できる海技能力を速やかに伝承する必要がある。</p>
行政の関与		<p>内航船員不足という課題を克服するためには、一定規模の船員を一定レベル以上の質で輩出する必要があり、仮に民間事業として船員養成を実施することとなった場合、採算をとるために教育の質が低下したり、供給される船員数が不安定となることが懸念されるため、行政の関与が必要である。</p>
国の関与		<p>内航海運は、</p> <p>①基礎産業物資の8割を輸送する我が国産業の大動脈</p> <p>②離島における唯一の移動手段（ライフライン）</p> <p>③国内フィーダー輸送網を構築することにより外航海運の国際競争力の基盤</p> <p>④モーダルシフトの主要な担い手として温室効果ガスを削減</p> <p>との特長を持つ極めて重要な輸送モードを担っており、安全で安定的な国内輸送を確保するための即戦力を備えた若手船員を効果的・効率的に養成することは、特定の地方自治体との利害関係はないことから、国が主体となって実施すべきものである。</p>
施策等の効率性		
本案	費用	<p>900百万円（総建造費50億円）</p> <p>内航用練習船の建造費補助金</p>

	効果	<p>内航用練習船(耐用年数30年)を50億円で建造することによる直接的な経済効果として600人程度の雇用効果と155億円の生産波及効果が創出される。</p> <p>一方、老朽化した大型練習船を内航用練習船に代替することにより、燃料費の半減、人件費の縮減等による運航経費年1億円の削減に加え、優秀な内航船員延べ14,000人が安定的に供給され、安全で安定的な国内輸送が確保されることとなる。また、乗船訓練を効率的に行うために、一部外航向け実習生も乗船することから、延べ11,000人の外航船員養成にも寄与する。</p> <p>さらに、モーダルシフトの主要な担い手である内航海運の維持・発展につなげ、もって総合的な温室効果ガス削減を可能として、地球環境の保全に寄与する。</p>
	比較	<p>極めて重要な輸送モードである内航海運の安全で安定的な国内輸送の確保が図られることから非常に大きな効果が得られる。</p> <p>また、老朽化した大型練習船を代替することにより、大幅な運航経費が削減できるとともに、即戦力を備えた優秀な若手船員を供給することができる。</p> <p>なお、船員の養成を行うことは、多数の教員や練習船のような大がかりな実習用施設を投入し、長い時間をかけて教育することを要するため、莫大な費用がかかるが、航海訓練所のみで乗船訓練を実施することは、実質的に国民の負担軽減につながる。</p>
代替案	概要	<p>船齢30年を迎え老朽化している練習船「大成丸」(大型タービン船)の延命措置が可能とされる10年程度維持するための最低限の改修工事(経年劣化による主機・航海計器、船体外板及び甲板等の整備・更新)を行い、既存の教育訓練を維持する。</p>
	費用	<p>1,200百万円</p> <p>経年劣化による主機・航海計器、船体外板及び甲板等の整備・更新費</p>
	効果	<p>内航海運の運航実態に即した教育訓練は行えないものの、若手船員延べ14,000人が安定的に供給され、極めて重要な輸送モードである国内輸送は確保される。また、乗船訓練を効率的に行うために、一部外航向け実習生も乗船することから、延べ11,000人の外航船員養成にも寄与することとなる。</p>

	比較	<p>極めて重要な輸送モードである内航海運の安全で安定的な国内輸送の確保が図られる。</p> <p>また、船員の養成を行うことは、多数の教員や練習船のような大がかりな実習用施設を投入し、長い時間をかけて教育することを要するため、莫大な費用がかかるが、航海訓練所のみで乗船訓練を実施することは、実質的に国民の負担軽減につながる。</p>
	本案と代替案の比較	<p>本案は、内航特有のふくそう海域での航海や頻繁な出入港などに対応できる海技能力を速やかに伝承することが可能となることから、喫緊の課題である内航海運の運航実態に即した即戦力を備えた若手船員を効果的・効率的な養成をすることができ、さらに、内航用練習船に建造することにより、燃料費・人件費等の縮減効果により、国費負担の低減及び総合的な温室効果ガスの削減を可能として、地球環境の保全にも寄与することができることから、非常に効果的である。</p> <p>一方、代替案は、船齢30年である老朽化した練習船（大型タービン船）での養成となるため、内航海運の運航実態に即した即戦力を備えた若手船員の養成が難しく、喫緊の課題への対応ができないことに加え、運航経費、燃料費等にかかる費用の削減ができない。さらに、10年程度の延命後には、練習船の代替が必要となることから、財政負担が増える。</p>
	施策等の有効性	<p>内航用練習船を整備し、内航海運の運航実態に即した教育訓練の実施が可能となることによって、即戦力を備えた若手船員の養成が可能となり、国内輸送の安定性・安全性の向上が図られる。</p> <p>したがって、内航海運による国内輸送が確保されるとともに、海事産業の活性化及び人材の確保に大きく貢献することになる。</p> <p>また、内航用練習船を50億円で建造することにより、直接的な経済効果として、600人程度の雇用効果と155億円の生産波及効果が創出される。</p>
	その他特記すべき事項	<p>○国土交通省成長戦略(平成22年5月27日) 海洋分野 1-17-③ 優秀な船員(海技士)の確保育成のための基盤整備。</p> <p>・「即戦力を備えた新人船員の効果的な養成に向けた教育体制の拡充及び練習船隊の整備を図る。」</p> <p>○規制改革推進のための3か年計画(平成20年3月25日閣議決定)</p> <p>・「内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、<u>小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</u>」</p> <p>○平成27年度までに事業検証シートにより、事後検証を実施。</p>

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成23年度予算概算要求関係政策アセスメント評価書【No. 32】		
施策等	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的地域戦略の推進		
担当課	国土政策局広域地方政策課	担当課長名	課長 甲川壽浩
施策等の概要	<p>経済団体、NPO、大学など地域活性化に自発的に取り組もうとする地域の民間団体が主導して、地方公共団体と連携をすることにより、地域の自発的な広域的地域活性化戦略の提案とその推進を促すための仕組みを法制度も含めて構築する。具体的には、広域的、府省横断的な政策課題に関する地域戦略の提案を募集し、一定の要件を満たすものの提案主体を国が認定した上で、国・地方公共団体と協働して地域活性化戦略が円滑に策定されるよう、認定された主体に対して国が一定の権限（例えば、国等との協議権）を付与すること等とするほか、策定した地域活性化戦略を推進するための予算措置を創設する。（法令関係、予算関係）</p> <p>【広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案】【法案提出に至らず】</p> <p>【平成23年度予算要求額：社会資本整備総合交付金の内数及び3,032百万円】</p> <p>【平成23年度予算額：495百万円】</p> <p>【平成24～27年度予算額：2,018百万円】</p>		
施策等の目的	<p>国は地方公共団体の財政制約が厳しい中、地域を活性化するためには、自発的・自立的に地域の個性と強みを活かして地域のポテンシャルを発現させることを促す必要がある。本施策は、地域の民間団体と地方公共団体が協働して、地域の個性や強みを活かした広域的な地域戦略の提案から実行までを行うことを支援するもので、それによって各地域で自立した特色ある成長を実現することを目指すものである。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	—		
検証指標	民間団体を地方公共団体が連携して広域的地域活性化戦略の提案から実施までを行う主体の数、及び地域戦略の実現による経済効果		
目標値	主体の数＝200，経済効果＝3兆円		
目標年度	平成32年		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>・概算要求時点で想定していた法制度については、認定主体に付与すべき法的権限及び条件等についてなお検討を深める必要があることから、法律案の国会提出は見送り、先行事例を支援・分析し国の支援のあり方等を調査するための「官民連携主体による地域づくり推進事業」を実施することとした。</p> <p>これにより、平成23年度～24年度までの間に、地域づくりのため戦略の策定から実施まで一貫して行うことができる、6件の広域的な官民連携の主体の構築に寄与した。</p> <p>・法改正を前提とした予算措置として、府省横断的に公共事業費を支援する「官民連携成長戦略推進費」の創設を目指したが、代替措置として官民連携による基盤整備事業の計画段階から実施段階への移行を支援する「官民連携基盤整備推進調査費」を創設した</p>		

	<p>。平成23年度～27年度までの間にのべ82の官民連携プロジェクトに対し支援を行い、地域の活性化に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none">・法改正に基づく事業主体の構築や地域活性化事業は行われていないが、官民連携の主体や事業構築に関する調査を通じて、地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域活性化の推進に寄与することができた。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・特になし

【No. 32】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域戦略の推進		
担当課	国土計画局 広域地方整備政策課 調整課	担当課長名	課長 中井川 誠 課長 藤井 元生
施策等の概要	<p>経済団体、NPO、大学など地域活性化に自発的に取り組もうとする地域の民間団体が主導して、地方公共団体と連携をすることにより、地域の自発的な広域的な地域活性化戦略の提案とその推進を促すための仕組みを法制度も含めて構築する。具体的には、広域的・府省横断的な政策課題に関する地域戦略の提案を募集し、一定の要件を満たすものの提案主体を国が認定した上で、国・地方公共団体と共同して地域活性化戦略が円滑に策定されるよう、認定された主体に対して国が一定の権限（例えば、国等との協議権）を付与すること等とするほか、策定した地域活性化戦略を推進するための予算措置を創設する。（法令関係、予算関係）</p> <p>【広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案】、【予算要求額：社会資本整備総合交付金の内数及び3,032百万円】</p>		
施策等の目的	<p>国は地方公共団体の財政制約が厳しい中、地域を活性化するためには、自発的・自立的に地域の個性と強みを活かして地域のポテンシャルを発現させることを促す必要がある。</p> <p>本施策は、地域の民間団体と地方公共団体が共同して、地域の個性や強みを活かした広域的な地域戦略の提案から実行までを行うことを支援するもので、それによって各地域で自立した特色ある成長を実現することを目指すものである。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	40 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	—		
検証指標	民間団体と地方公共団体が連携して広域的な地域活性化戦略の提案から実施までを行う主体の数、及び地域戦略の実現による経済効果		
目標値	主体の数＝200、経済効果＝3兆円		
目標年度	平成32年		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>国土形成計画法に基づき、ブロックごとに広域地方計画が策定されている。また、企業立地促進法に基づく基本計画、観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画等、個別法に基づき地方公共団体等が策定する計画、さらには各地方公共団体が策定する総合計画や各種地域振興計画や「ビジョン」等が数多く策定されているが、各地域の経済の疲弊は続いており、また大都市圏への人口流入は依然として続いている。</p>		

ii 原因の分析

現状の地域振興計画、ビジョンの多くは、総花的な観点から、「こうありたい」ということは網羅されているものの、計画で定めた事項の実施主体（Who）や具体的な実施方策（How）が不明確な場合が多い。それは、多くの場合、計画を策定する主体（シンクタンク）と実施主体（ドウタンク）が異なることに起因するほか、現実の実施段階において、各府省の所管（縦割り）や地方公共団体の行政界（横割り）により広域的、分野横断的な対応がとりにくいという問題がある。

そもそも、地域活性化で必要なのは、域外の住民に対して「（その）地域のモノやサービスを買いたい、事業・土地に投資したい」「（その）地域に旅したい、あるいは就学・就職してみたい」という気持ちを抱かせるだけの魅力を提示することが基本であるのに、現実の計画策定にあたっては、地元の意見調整が優先され、結果として域外の人々にとって魅力的な戦略が打ち出せないでいる。

iii 課題の特定

今後は民間的な「地域経営」の視点で、「何か面白そう」「行ってみたい」「これから伸びそう」と思われるような取り組みを、単発ではなく、戦略的に実施していくことが必要である。

そのためには、課題が2つある。

- 1) 地域が目指すべき目標を、域内外の人々と共有し、それを具現化しようとする道筋を具体的に描き、それを実施することが必要である。そのためには、そのような戦略を、民間を中心とした地域の多様な主体が連携して、提案から実行までを担う（シンク&ドウタンク）ことを促す必要がある。
- 2) 上記の戦略は、総花的ではなく特定の政策課題レベルでなるべく具体的なものとすることが望ましい。また、他の地域から企業・大学等を誘致することで地域活性化を図ろうとする「外発的発展」戦略に過度に依存することなく、地域にある資源・産業等を活用する「内発的発展」戦略を基本とすることが望ましい。

iv 施策等の具体的内容

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」の一部を改正し、以下の措置を創設する。

- 1) 民間団体が地方公共団体と共同して、地域連携推進協議会（仮称）を組織することができることとする。
- 2) 国土交通大臣は、上記協議会のうち一定の要件を満たすものを認定することができることとするとともに、当該認定を受けた協議会は、国又は関係する地方公共団体と共同して、広域的な地域戦略を作成することができることとする。その際、認定を受けた協議会は、必要な範囲で、国等と協議をすることができることとする。

これに際し国は、多様な主体の取り組みによる広域的な地域戦略の成果が得られる

		<p>ように、地域戦略に位置付けられ、民間の投資の拡大に重要で費用対効果が高く、かつ確実に効果が期待できる事業に対し機動的な予算措置を講じるとともに、上記協議会が広域的な地域戦略を推進する上で必要となる事務について財政的支援を行う。</p> <p>また、都道府県が、広域的な地域戦略を踏まえて広域的な地域活性化基盤整備計画を作成した場合は、その実施に当たり、国は社会資本整備総合交付金の交付を行うこととする。</p>
	社会的ニーズ	「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日公表）において、「地域ポテンシャル発現戦略」として位置付けられている。
	行政の関与	民間の「知恵」と「実行力」を活かした地域活性化を可能とするための法制度を構築する必要があるため、行政の関与（国の関与）が必要である。
	国の関与	本施策は、国土交通大臣が決定した広域地方計画の実現を目指して、都道府県の区域を超える広域的な地域活性化戦略の提案を促し、その実施を支援するものであり、国の関与が必要である。
施策等の効率性		
本案	費用	社会資本整備総合交付金の内数及び3,032百万円（平成23年度予算要求額）
	効果	2020年には広域的な地域連携推進協議会の数が200主体にのぼり、それらにより地域戦略が実現されることによる経済効果が3兆円と見込まれる。
	比較	<p>広域的な地域連携推進協議会により地域戦略が実現されることにより、経済効果が3兆円にのぼることになる。</p> <p>なお、これまで地方公共団体が策定して実施してきた広域的な地域活性化基盤整備計画を支援する現行制度と比較して、それを含めた広域的な地域戦略の提案から実施まで、民間団体との連携により行うことを促すことで、民間の「知恵」と「実行力」を反映させることができる。</p>
代替案	概要	従来通り各府省の個別法に基づき、各府省及び各地方公共団体が主導した地域活性化関連施策を充実、展開する。
	費用	各府省毎の個別の地域活性化関連施策による現行予算の増額
	効果	各府省の個別法の目的の範囲内で、地域活性化がより促される。
	比較	各府省の個別の地域活性化施策が増額されたことによる一定の効果は見込まれるが、従来通りの行政主導による地域活性化施策であるため、「iii 課題の特定」で詳説したように、地域活性化施策を実施する上で民間的な「地域経営」の視点が十分に活かされなくなる。

<p>本案と代替案の比較</p>	<p>代替案では、「iii 課題の特定」で記述したような、問題の本質が何ら改善されずに、各府省や地方公共団体の施策が実施されることになり、効果（3兆円の経済効果が実現されない）、行政コスト（府省毎の縦割りによる地域活性化施策が継続する）の両面から望ましくないことから、本案のとおり、民間団体と地方公共団体との協働による広域的な地域戦略の提案及び実行を促すことが必要。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策は地域の創意工夫による成長を促進するため、行政の枠にとらわれない、民間の新しい提案による「知恵」と「実行力（やる気）」のある地域活性化戦略を支援するものであり、「総合的な国土形成を推進する」という施策目標に資するものであるほか、公共事業費等が減少する中、限られた公的資金を集中的に配分する「財政に頼らない成長」を実現する上で有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○国土交通省成長戦略（平成22年5月17日） 5. 住宅都市分野 II 地域ポテンシャル発現戦略 2) 現状の課題・問題点（抜粋） 「地域づくりに関する計画の多くは、各府省の所管毎に策定され（縦割り）、実施面での連携が不十分である。また、地方公共団体が策定する総合計画は対象区域が行政界の範囲にとどまり（横割り）、広域的な連携戦略がないことが多く、策定段階においても地域の多様な主体の参画が不十分である。加えて、計画で定めた事項の実施主体（Who）や具体的な実施方策（How）が不明確な場合が多い。」 ○平成27年度までに事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成24年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 4】		
施策等	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進		
担当課	都市局公園緑地・景観課	担当課長名	課長 榑野 良明
施策等の概要	都市由来の植物廃材を効率的にエネルギー化できるプラントの開発に向けた実証実験を行うとともに、災害時におけるプラントの運用計画を策定する。（予算関係） 【予算要求額：400百万円】【予算額：130百万円】		
施策等の目的	都市由来の未利用の植物廃材について、地産地消型再生可能エネルギーとしての活用の促進を通じて、災害にも強い低炭素・循環型都市を実現する。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
業績指標	-		
検証指標	都市由来の植物廃材を効率的にエネルギー化できるプラントを開発するとともに、災害時におけるプラントの運用計画を策定		
目標値	2つの国営公園で、都市由来の植物廃材を効率的にエネルギー化できるプラントが開発されているとともに、災害時におけるプラントの運用計画が策定されている		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>2つの国営公園をモデルとして、都市公園における木質バイオマスを活用したエネルギー化の実証実験を行い、プラントの導入可能性について調査を行ったところ、都市由来の剪定枝等の植物廃材を用いて発電を行うことは技術的に可能であり、一定程度のエネルギー効率を見込める結果となった。</p> <p>しかし、コスト等の課題もあり、プラントの導入には至らず、当初設定した目標達成には至らなかったが、本調査結果を公表することにより、都市公園において、木質バイオマスを活用したエネルギー化を行う際の参考とされていることから、植物廃材を用いた効率的なエネルギー化の実現に寄与できる。</p>		
その他特記すべき事項			

【No. 4】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進		
担当課	都市局公園緑地・景観課	担当課長名	課長 舟引 敏明
施策等の概要	<p>① 都市の公園・街路等から発生する植物廃材（以下「都市由来の植物廃材」という）をエネルギーとして活用するために、都市単位でエネルギー利用を行う上での技術的指針を策定する。（予算関係）【予算要求額：70百万円】</p> <p>② 都市由来の植物廃材を効率的にエネルギー化できるプラントの開発に向けた実証実験を行うとともに、災害時におけるプラントの運用計画を策定する。（予算関係）【予算要求額：400百万円】</p>		
施策等の目的	都市由来の未利用の植物廃材について、地産地消型再生可能エネルギーとしての活用の促進を通じて、災害にも強い低炭素・循環型都市を実現する。		
政策目標	<p>① 3 地球環境の保全</p> <p>② 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p>		
施策目標	<p>① 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>② 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p>		
業績指標	—		
検証指標	<p>① 都市由来の植物廃材のエネルギー利用に取り組む都市数</p> <p>② 都市由来の植物廃材を効率的にエネルギー化できるプラントを開発するとともに、災害時におけるプラントの運用計画を策定</p>		
目標値	<p>① 10都市以上</p> <p>② 2つの国営公園で、都市由来の植物廃材を効率的にエネルギー化できるプラントが開発されているとともに、災害時におけるプラントの運用計画が策定されている</p>		
目標年度	<p>① 平成28年度</p> <p>② 平成26年度</p>		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>都市由来の植物廃材（約200万t／年〔推計〕）の全てを燃料として活用すれば、年間約45億kWh（約132万世帯／年）に相当する再生可能な電力として利用可能であるが、現状では、その大部分がゴミとして焼却処分されている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>① 都市由来の植物廃材は、都市内に広く薄く分布し発生量の季節変動が大きいいため、植物廃材の収集・発電等に係る金銭的収支、エネルギー利用によるCO₂収支が課題となっているが、それらの課題解決ノウハウが不十分なため、地方公共団体ではエネルギー利用の実用化を躊躇している。なお、平成22年8月30日に策定した「低炭素都市づくりガイドライン」においても、木質バイオマスの再生可能エネルギーとしての活用の重要性等は明記されているものの、現時点では知見が不十分であるため、課題解決ノウハウについては明記されていない。</p>		

	<p>② 都市由来の植物廃材は、発生量が少量で、種類・性状が多岐にわたる等の特有の課題があり、効率的なエネルギー転換技術の開発実績が乏しい。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>① 都市由来の植物廃材の収集・発電等に係る金銭的収支、エネルギー利用によるCO₂収支が成立する方策等の構築が必要。</p> <p>② 都市由来の植物廃材を、安定した電力エネルギーの原料として、効率的にエネルギー転換できる新たな技術の開発が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>① 都市由来の植物廃材をエネルギーとして活用するために、収集・運搬、エネルギー転換、副産物の処理など一連のプロセスにおいて金銭的収支及びCO₂収支が成立する方策等を検討するとともに実証実験による検証を通じ、都市単位でエネルギー利用を行う上での技術的指針を策定する。</p> <p>② 広域的な防災に資する国営公園をフィールドに、発生量が少量で種類・性状が多岐にわたる公園由来の植物廃材を、効率的にエネルギー化できるプラントの開発に向けた実証実験を行うとともに、災害時におけるプラントの運用計画を策定する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>野田内閣総理大臣所信表明演説（平成23年9月13日）において、「大震災の教訓も踏まえて、防災に関する政府の取組を再点検し、災害に強い持続可能な国土づくりを目指します。」、「エネルギー基本計画を白紙から見直し、来年の夏を目途に、新しい戦略と計画を打ち出します。」、「我が国の誇る高い技術力をいかし、（中略）再生可能エネルギーの最先端のモデルを世界に発信します。」、「地球温暖化問題の解決にもつながる環境エネルギー分野（中略）を中心に、新たな産業と雇用が次々と生み出されていく環境を整備します。」と演説。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>都市由来の植物廃材の再生可能エネルギーとしての活用は、植物廃材の収集・発電等に係る金銭的収支、エネルギー利用によるCO₂収支等が課題となっていたため、これまで、ほとんど進んでいない。</p> <p>また、本施策は、都市における、社会資本の維持管理等を通じて発生する植物廃材の再生可能エネルギーとしての活用を促進するために行うものであり、社会資本の管理者である行政機関が実施すべき内容である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>国は、社会資本の整備・維持管理に関わる直轄事業を通じて、都市由来の植物廃材の発生主体となっている。また、本政策課題は、国と地方公共団体の区別なく早急に対応していくべき全国的な課題でもあるため、国が主体的・先進的に検討を進めるべきである。</p>
<p>施策等の 効率性</p>	

本案	費用	<p>① 70百万円【平成24年度予算要求額】 都市由来の植物廃材をエネルギーとして活用するために、収集・運搬、エネルギー転換、副産物の処理など一連のプロセスにおいて金銭的収支及びCO₂の収支が成立する方策等を検討するとともに実証実験による検証を通じ、都市単位でエネルギー利用を行う上での技術的指針を策定</p> <p>② 400百万円【平成24年度予算要求額】 広域的な防災に資する国営公園をフィールドに、発生量が少量で種類・性状が多岐にわたる公園由来の植物廃材を、効率的にエネルギー化できるプラントの開発に向けた実証実験を行うとともに、災害時におけるプラントの運用計画を策定</p>
	効果	<p>国が構築した課題解決ノウハウを、地方公共団体が活用できるように全国に普及することで、都市由来の未利用の植物廃材について、全国的に、再生可能エネルギーとしての活用を促進することが可能となる。また、再生可能エネルギーの活用が促進されることにより、平時はもとより、大規模地震の発災時の危機管理として、ライフライン復旧までの数日間における最低限必要な電力等の自立的な確保にも寄与。</p>
	比較	<p>技術的指針の策定等により、上記の効果が期待できるので、効率的である。</p>
代替案	概要	<p>国は、「低炭素都市づくりガイドライン」（平成22年8月30日策定）に基づき、都市における木質バイオマスの再生可能エネルギーとしての活用の重要性等を引き続き地方公共団体等に幅広く周知することとし、都市由来の植物廃材のエネルギー利用を図る上での課題解決ノウハウの構築は、地方公共団体等の自主的な取組みに委ねる。</p>
	費用	<p>国費は無し</p>
	効果	<p>都市由来の植物廃材の再生可能エネルギーとしての活用の重要性等は地方公共団体等に幅広く周知されるが、地方公共団体等の自主的な取組みにより、植物廃材の収集・発電等に係る金銭的収支、エネルギー利用によるCO₂収支に関わる課題が円滑に解決されていくかどうかは不確定。</p>
比較	<p>費用はゼロであるが、効果が限定的。</p>	
本案と代替案の比較	<p>代替案については、都市由来の植物廃材の再生可能エネルギーとしての活用の重要性は地方公共団体等に幅広く周知されるものの、具体的な課題解決ノウハウを提供するものではないため、効果は限定的である。</p> <p>一方、本案については、全国的な課題に対応する観点から、都市由来の植物廃材の再生可能エネルギーとしての活用を図るための課題解決ノウハウを構築し、全国に広く提供することが可能となるとともに、その結果として、大規模地震の発災時の危機管理として、ライフライン復旧までの数日間における最低限必要な電力等の自立的な確保にも寄与することから、効果が非常に大きく、効果的である。</p>	
施策等の有効性	<p>本施策の実施により、都市由来の植物廃材の収集・発電等に係る金銭的収支、エネルギー利用によるCO₂収支が成立する方策等の構築、都市由来の植物廃材を安定した電力エネルギーの原料として効率的にエネルギー転換できる新たな技術の開発が行われることで、都市由来の未利用の植物廃材について、再生可能エネルギーとしての活用が促進され、本施策の目標の達成に資する。</p>	

<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○関連する閣議決定、施策方針演説等における位置づけ</p> <p>我が国は、地球温暖化への対応として、国連気候変動サミット（平成21年9月22日）において、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する日本の中期目標を設定すると表明</p> <p>○目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの</p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づく、バイオマスを用いて発電された電気の買取価格等をはじめ本法令の具体的な運用の方法</p> <p>○事後検証の時期及び実施方法</p> <p>①：平成29年度に事後評価シートにより事後検証を実施</p> <p>②：平成27年度に事後評価シートにより事後検証を実施</p>
-------------------	---

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成25年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 15】		
施策等	社会資本の適確な維持管理・更新の推進		
担当課	総合政策局 公共事業企画調整課	担当課長名	事業総括調整官 佐藤寿延
施策等の概要	<p>施設の実態を踏まえた、より精度の高い維持管理・更新費用の推計方法や、社会構造の変化に対応した新たな維持管理・更新の実施方策に関する施設横断的な検討を行う。（予算関係）</p> <p>【平成25年度予算要求額：30百万円】 【平成25年度予算額：30百万円】</p> <p>【平成26年度予算額：31百万円】</p>		
施策等の目的	社会資本の適確な長寿命化・老朽化対策を推進するとともに、社会資本の実態や将来の維持管理・更新費用など公共投資の全体像を国民全体で共有することを目的とする。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	社会資本の適確な維持管理・更新に係るガイドラインの作成		
目標値	—		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省所管の社会資本に関して、施設の実態を踏まえた、より精度の高い将来の維持管理・更新費用の推計を行い、平成25年12月に社会資本整備審議会・交通政策審議会の「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」（答申）において公表を行った。 ・また、財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体においても、社会資本の維持管理・更新費の推計を可能とする手法について検討し、ガイドライン（案）を作成した。一定の推計手法をとりまとめたことにより、各地方公共団体で策定した長寿命化計画等の検証が可能となった。 ・さらに、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、サービス水準の維持・向上を図りながら費用を縮減する新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行った。 ・これらにより、今後社会資本の適確な維持管理・更新がなされることにより、国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことが可能となる。 		
その他特記すべき事項	特になし		

【No. 15】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	社会資本の適確な維持管理・更新の推進		
担当課	総合政策局 公共事業企画調整課	担当課長名	事業総括調整官 光成政和
施策等の概要	<p>施設の実態を踏まえた、より精度の高い維持管理・更新費用の推計方法や、社会構造の変化に対応した新たな維持管理・更新の実施方策に関する施設横断的な検討を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	社会資本の適確な長寿命化・老朽化対策を推進するとともに、社会資本の実態や将来の維持管理・更新費用など公共投資の全体像を国民全体で共有することを目的とする。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	社会資本の適確な維持管理・更新に係るガイドラインの作成		
目標値	—		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>社会資本の適確な維持管理・更新を進めるためには、各管理者において老朽化が急速に進行する社会資本の実態と今後必要となる維持管理・更新費用を把握した上で、計画的に長寿命化・老朽化対策を進めることが重要である。しかしながら、現状の維持管理・更新費用の推計方法は、過去の投資実績等を基にしたマクロ推計に留まっている。</p> <p>また、人口減少をはじめとする社会構造が変化する中でも、維持管理・更新を持続的に行い、社会資本を確実に次世代へ継承するべきである。しかしながら、現在その方策は確立されていないため、維持管理が困難となる社会資本が生じる恐れがある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>適確な実態把握や推計のためには各管理者が定期的な点検、診断を通してデータの蓄積を図り老朽化の実態を把握し、より実態に即した推計を行うことが求められるが、財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体も多い。また、社会構造の変化に対応した維持管理・更新の実施方策については、未だ確立されていない。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体においても維持管理・更新費の推計を可能とする方法や、社会構造の変化に対応した維持管理・更新の実施方策を確立することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>より精度が高く、データ収集・整理が容易な既存施設の老朽化の実態把握及び維持管理・更新の推計方法の検討を行うとともに、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、サービス水準の維持・向上を図りながら費用を縮減する新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行う。</p>
社会的 ニーズ	我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれており、それらの実態を把握するとともに、今後の維持管理・更新費を見通すことが重要である。
行政の関与	本施策は社会資本の維持管理・更新を如何に的確に行うかを検討するものであり、管理者である行政機関が実施すべき内容である。
国の関与	国が管理している施設については、国自ら実施する必要がある。また、地方公共団体等が管轄する社会資本についても、参議院決算委員会の決算審査措置要求決議（H23.12.7）において、「政府は、国直轄の社会資本についてはもとより、地方公共団体が管轄する社会資本についても、資金、技術、人材等の支援を行う等して、長寿命化・老朽化対策を早急かつ効率的に行い、社会資本の維持管理・更新費の縮減に努めるべき」とされており、国が関与する必要がある。

施策等の 効率性		
本案	費用	30百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	社会資本の適確な維持管理・更新がなされることにより、国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことが可能となる。
	比較	施設横断的に検討を行うことにより効率的な実施が可能であり、また様々な施設を横断的・俯瞰的に検証することにより、各施設における取組の相対評価も可能となる。
代替案	概要	事業毎で個別に実施した場合
	費用	事業毎にそれぞれ同額の費用が必要と想定される。
	効果	代替案で実施した場合、類似した検討を事業毎に行うこととなることから、非効率である。また、代替案では、施設横断的・俯瞰的な検証を行うことは難しいことから、検討結果が事業間での相対評価を踏まえたものとならない恐れがある。
	比較	代替案では、類似した検討を事業毎に行うこととなることから、非効率であり、また、検討結果が事業間での相対評価を踏まえたものとならない恐れがある。

<p>本案と代替案の比較</p>	<p>本案は、代替案と比較して、効率的な実施が可能であり、また検討内容の充実が図られることから、本案により実施することが適当である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策の実施により、社会資本の管理者において、適確な維持管理・更新が図られることとなり、もって国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことに資する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）においては、「社会インフラの総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策を講ずる」、「今度の老朽化に備えた社会資本の計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する」と記載されている。 ・ 平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成25年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 18】		
施策等	地域の活性化のための不動産再生の促進		
担当課	土地・建設産業局 企画課 不動産市場整備課	担当課長名	課長 百崎 賢之 課長 中田 裕人
施策等の概要	老朽・低未利用不動産の再生等への民間投資を促進するため、活用可能な事業手法や実現に向けた課題等に関するケーススタディを行い、成果の普及により全国で不動産の再生等を通じた地域活性化を支援する。 【予算要求額：42百万円】【予算額：31百万円】		
施策等の目的	我が国に多数存在する耐震・環境性能の劣った老朽・低未利用不動産の再生に民間資金を導入することにより、地域の拠点となる駅前等の再整備など、地域の活性化に資する持続可能なまちづくりを推進。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	—		
検証指標	地域の活性化のための不動産再生方策の具体的手法の提示		
目標値	地域の活性化のための不動産再生方策の具体的手法の提示により、普及・啓発が実施されている		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	老朽ビル群、中小倉庫群、遊休地の事例を選定し、各事例について不動産オーナー、開発事業者、金融機関、地方公共団体等の関係者や専門家が協働するワークショップを立ち上げるとともに、当該ワークショップにおいて、想定する不動産の分析に基づき、証券化スキーム等を用いた不動産再生事業モデルと資金調達モデルの検討を通じて最適な民間資金の活用方法や不動産再生事業の実現に向けた課題、事業化の可能性等の検討を行った。その結果、不動産再生方策の具体的手法として、土地コストの抑制による投資採算性の改善、安定需要を踏まえた用途設定及び地方金融機関によるノンリコースローンの拠出を提示した。 これを踏まえ、平成26年度には、全国13箇所において、不動産オーナー、不動産業者、地域金融機関等からなる協議会を設置し、不動産証券化手法等に関する講義等を実施することにより、不動産再生方策の普及・啓発に努めた。		
その他特記すべき事項	特になし		

【No. 18】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地域の活性化のための不動産再生の促進		
担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	担当課長名	石川 卓弥
施策等の概要	<p>老朽・低未利用不動産の再生等への民間投資を促進するため、活用可能な事業手法や実現に向けた課題等に関するケーススタディを行い、成果の普及により全国で不動産の再生等を通じた地域活性化を支援する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：42百万円】</p>		
施策等の目的	我が国に多数存在する耐震・環境性能の劣った老朽・低未利用不動産の再生に民間資金を導入することにより、地域の拠点となる駅前等の再整備など、地域の活性化に資する持続可能なまちづくりを推進。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	—		
検証指標	地域の活性化のための不動産再生方策の具体的手法の提示		
目標値	地域の活性化のための不動産再生方策の具体的手法の提示により、普及・啓発が実施されている		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>東日本大震災後の耐震化ニーズの高まり、電力危機を背景とした省エネ、環境性能への関心の高まり、高齢化の進展による高齢者向け住宅、老人ホーム等の需要は増加しているが、これらのニーズに応えるための具体的なノウハウが不足している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>複数の関係者間の意見集約の難しさ、金融機関の証券化への理解不足、建物所有者の物件を手放すことへの抵抗感等、再生事業実現に向けた実態について、的確に把握されていない。</p> <p>また、老朽、低未利用不動産は全国に多数存在しており、こうした不動産の再生は十分に進んでいない。地域の活性化のためには、こうした不動産の再生を促進する必要がある。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>全国の拠点的な都市部における不動産の再生による都市機能の更新、地域の活性化に向け、実態を把握すると共に、対応策を導き出し、幅広くノウハウを共有することが必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>具体的なニーズがある地域より、老朽ビル群、中小倉庫群、遊休地等再生が期待</p>		

	される不動産を類型別にケーススタディを実施し、これら事例を通じて不動産再生手法の適性に応じた事業可能性について検討を行う。
社会的 ニーズ	平成23年度に実施した「不動産投資市場の活性化に関するアンケート調査」において、老朽不動産等の再生に取り組むと回答した事業者は77%となっており、老朽・低未利用不動産の再生に向けた実態調査を実施し、対応策を整理することにより、ノウハウを提供することが求められている。
行政の関与	本施策による不動産再生方策に係る事例調査を通じた取組支援は、都市機能の更新と地域の活性化を目指すものであり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	活用可能な事業手法や実現に向けた課題等に関するケーススタディを行うと共に、全国で適用可能なノウハウを提供するものであり、国が行う必要がある。

施策等の 効率性		
本案	費用	42百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	地域の拠点的な都市の人口集中地区を対象にケーススタディを実施し、課題とその対応策を取りまとめ、先進事例として広く周知を図ることにより、老朽・低未利用不動産の再生事例の増加が見込まれる。
	比較	本案により、事業の取組みが増加することは、全国の不動産取引の活性化につながるものとなり、費用に対して大きな効果が見込まれる。
代替案	概要	国によるノウハウの提供等は行わず、民間事業者による不動産の再生に委ねる。
	費用	国費はなし。
	効果	知識やノウハウのない事業者が、多岐にわたる不動産活性化手法を検討することは困難。
	比較	国費による負担はないが、全国における不動産の再生が大幅に進展することはない。
本案と代替案 の比較		本案により、既存の事業者のみならず、ノウハウを有していない事業者においても、当該不動産再生方策を活用することにより、全国の不動産の活性化につながるものであり、有効である。
施策等の 有効性		本施策の実施により、老朽・低未利用不動産の再生に向けた取組みを実施するプレイヤーが増加し、不動産の再生に向けた取組みが活発化することで、地域の活性化につながるものであり、有効である。
その他特記 すべき事項		平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成26年度予算概算要求関係政策アセスメント結果（事前評価書）【NO. 27】		
施策等	ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備		
担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	担当課長名	課長 中田 裕人
施策等の概要	<p>リートの高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備・モデル事業の実施を行う。また、地域の公益施設や公的不動産に係るリートの活用方策の検討を行う。 （予算関係）</p> <p>【予算要求額：70百万円】 【予算額：40百万円】</p>		
施策等の目的	民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等を来年度中に実施する。また、公的不動産リートをはじめとする証券化手法の活用方策を検討する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	120 不動産証券化実績総額		
検証指標	ヘルスケアリートのガイドラインが整備されている		
目標値	-		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>平成26年6月27日に「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」を、平成27年6月26日に「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」をそれぞれ策定した。全国各地でセミナーを開催し、ヘルスケアリートの普及促進活動を行った。なお、平成28年1月末時点で3銘柄のヘルスケア特化型リートが上場している。</p> <p>また、地方公共団体に対して不動産証券化手法等を活用した公的不動産の活用手法を普及させるため、参考となる公的不動産の活用事例を掲載した事例集を策定した。</p>		
その他特記すべき事項	特にない。		

【No. 27】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備		
担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	担当課長名	課長 小林 靖
施策等の概要	<p>リートの高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備・モデル事業の実施を行う。また、地域の公益施設や公的不動産に係るリートの活用方策の検討を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：70百万円】</p>		
施策等の目的	<p>民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等を来年度中に実施する。また、公的不動産リートをはじめとする証券化手法の活用方策を検討する。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	151 不動産証券化実績総額		
検証指標	ヘルスケアリートのガイドラインが整備されている		
目標値	—		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>高齢者人口増等を背景に、健康長寿社会の実現に向けて、サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のいわゆるヘルスケア施設の整備が重要な課題となっている。</p> <p>高齢者向け住宅等のヘルスケア施設の整備に必要な資金調達手法の一つとして、リートをはじめとする不動産証券化手法の活用が重要である。とりわけ、高齢者向け住宅等に特化して保有・運用を行う「ヘルスケアリート」については、不動産を長期・安定的に保有する主体であり、開発物件や改修物件の「出口」としてその活用が期待されているところである。既にアメリカやシンガポールでは、こうしたヘルスケアリートが数多く存在し、その賃貸収益を広く投資家に分配し、その市場規模は拡大している。しかし、我が国にはヘルスケアリートはまだ存在しない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>ヘルスケア施設は、介護保険制度などの制度改正による事業リスク、建物設備・構造の特殊性等により転用が難しいというヘルスケア施設特有の物件リスク、契約解除等を行った際の契約関係者の外部信用性リスクなど特有のリスクがあり、利用者・オペレータ・投資家それぞれの立場によってそれらリスクに対する懸念が存在すること等の理由により、現在までのところヘルスケア施設に特化したリートは我が国で存在しない。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>ヘルスケアリート等の活用に向けては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケアリートの仕組みやメリット等をわかりやすく説明する普及啓発の実施 ・ヘルスケアリートが留意すべき事項（オペレータのモニタリング体制の拡充、オペレータとヘルスケアリートとの間で締結される賃貸借契約における合理的な条件設定、リートによる適正なデューディリジェンスと投資家等への情報開示）への対応 ・オペレータを適切に評価する第三者評価等外部評価の充実 ・地域包括ケアを念頭においたまちづくりなどヘルスケア施設を核とした地域活性化等が必要である。 <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>リートに対するガイドラインの検討・整備やモデル事例の紹介、投資適格物件供給に資するモデル事業（ヘルスケアリートの設立を検討している者に対する契約文章作成支援など）を行う。また、公的不動産リートをはじめとする証券化手法の活用方策を検討する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>高齢者人口増（国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2040年には2010年と比較して65歳以上の高齢者が全国で約900万人程度増加）等を背景に、健康長寿社会の実現に向けて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のいわゆるヘルスケア施設が重要な課題となっている。ヘルスケア施設の整備にあたって必要な資金調達手法の一つとして、民間資金を活用したリートをはじめとする不動産証券化手法の活用が有効な手段になり得ると認識されており、とりわけ、高齢者向け住宅等に特化して保有・運用を行う「ヘルスケアリート」については、不動産を長期・安定的に保有する主体であり、開発物件や改修物件の「出口」としてその活用が期待されているところである。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>ヘルスケアリートの設立に関して、利用者・オペレータ・投資家それぞれの立場により懸念事項が存在しており、中立的な立場である行政が課題を整理して、ガイドラインの整備を行う必要がある。なお、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）」を実施することとされている。</p>
<p>国の関与</p>	<p>全国的にヘルスケアリートの設立等に向けた環境整備を行い、これらを活用して高齢社会に対応した高齢者向け住宅等の整備やまちづくりを推進する必要があることから、国が関与する必要がある。</p> <p>また、リートに関する許認可は国が行っているため、本件は地方公共団体ではなく国が主体的に取り組むものである。</p>

施策等の 効率性		<p>既存リートによる投資活動に委ねるのみでは、ヘルスケア施設等に対する投資事例が増加せず、健康長寿社会の実現に向けた高齢者向け住宅や公共不動産等の整備・安定利用やまちづくりを促進することができないおそれがある。</p> <p>一方、本施策によれば、下記の費用を要するものの、不動産市場へ多額の投資資金を取り込み、ヘルスケア施設等の投資を促進する大きな効果が見込まれる。</p>
	費用	70百万円（平成26年度予算要求額）
	効果	ヘルスケアリートをはじめとするリートに対する国民の理解を深め、健康長寿社会の実現に向けた高齢者向け住宅や公的不動産等の整備・安定利用やまちづくりを促進するとともに、リート投資先の多様化を図ることで不動産投資市場の拡大を図る。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の 有効性		<p>本施策は、資金調達拡大と、リートが適正に長期に亘って物件管理を行うことにより優良な都市ストックの形成を図る上で有効である。</p>
その他特記 すべき事項		<p>○「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）において、「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」と記載されている。</p> <p>○「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）において、「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）」と記載されている。</p> <p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施するとともに、平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 30】		
施策等	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立		
担当課	海事局海洋・環境政策課 船舶産業課 船員政策課 外航課	担当課長名	大谷 雅実 大坪 新一郎 高田 陽介 磯野 正義
施策等の概要	海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定する。（予算関係） 【予算要求額：740万円】【予算額：159百万円】		
施策等の目的	クリーンで経済的なエネルギーの確保を目的として、シェールガス革命及び水素の国内需要増加等に対応した新たなエネルギーの海上輸送体制の確立のための環境を整備する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	新たなエネルギーの輸送船に係る安全に関するガイドライン等の策定		
目標値	-		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	学識者や国際的な船舶の検査機関等の専門家で構成される検討委員会を立ち上げ、新形式LNG船の安全性評価手法に係るガイドラインの策定及び液化水素運搬船に対応した安全要件に関する検討結果（タンクの防熱・強度に係る安全対策、配管継手部等の漏洩対策など）をとりまとめた。造船業界が開発した新形式LNG船について評価を試行し、有効性を確認した。		
その他特記すべき事項	なし		

【No. 30】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立		
担当課	海事局海洋・環境政策課 船舶産業課 船員政策課 外航課	担当課長名	平原 祐 大坪 新一郎 多門 勝良 日原 勝也
施策等の概要	海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定する。（予算関係） 【予算要求額：740百万円】		
施策等の目的	クリーンで経済的なエネルギーの確保を目的として、シェールガス革命及び水素の国内需要増加等に対応した新たなエネルギーの海上輸送体制の確立のための環境を整備する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	新たなエネルギーの輸送船に係る安全に関するガイドライン等の策定		
目標値	-		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>既存化石燃料（原油等）の需要ひっ迫と価格高騰及び低炭素社会の更なる進展を背景に、CO2排出量削減効果の高いクリーンで経済的な新たなエネルギーの確保が早急に求められている。</p> <p>①【液化水素】</p> <p>現在、自動車利用を主とする燃料電池等の市場投入や水素供給インフラの整備支援等により、国内における水素の利用拡大が見込まれているところ、海外を含め安価な水素を供給する手段の確保が必要である。また、海外で未利用資源となっている褐炭から安価な水素を製造し船舶を用いて輸入するプロジェクトが計画されており、国際的な液化水素輸送に向けた環境整備の機運が高まっている。</p> <p>②【シェールガス】</p> <p>現在、ガスは我が国の一次エネルギー供給量の2割を占めており、NOx、SOx等の環境影響物質の排出量が少ないことから、クリーンなエネルギーとして注目されている。また、供給に占める割合は増加する傾向にあり、</p>		

	<p>2011年には石炭による一次エネルギー供給量を上回り、石油に次いで第2位のエネルギー源となっている（資源エネルギー庁 平成23年度エネルギー需給実績）。</p> <p>今後もガス需要の増加が見込まれるところ、米国におけるシェールガス開発・生産プロジェクトが進展し、日本を含めた対外輸出が順次解禁される見通しで、2017年頃に海上輸送需要量が急速に増加する見込みであることから、輸送船隊の増強が急務となっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>①【液化水素】 これまで、安価な水素を国際輸送するマーケットが醸成されていなかったため。</p> <p>②【シェールガス】 これまで、輸送実績がなかったため。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>①【液化水素】 当該プロジェクトのスケジュールも踏まえつつ大量輸送を可能とする液化水素の国際海上輸送を実現させるために、輸送の実現の前提となる水素の化学的特性に対応した輸送船の安全基準液化水素の取り扱いに関する船員の資格要件・訓練要件の策定等が求められている。</p> <p>②【シェールガス】 米国からの海上輸送においてはパナマ運河を通航することとなるが、パナマ運河では2015年開通に向けた拡張工事が進行中であり、新たな通航基準を満足する輸送効率の高いLNG輸送船の開発・建造が求められている。また、シェールガスの国際海上輸送にあたっては、長距離かつ気象海象の厳しい北大西洋・太平洋を経由する新たなシェールガス航路を通航するための技術・運航要件及び船員の教育訓練の必要性を調査する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>新たなエネルギーの輸送船に係る技術・運航要件の調査及び安全評価、船員の教育訓練に関する調査を行い、輸送船の安全に関するガイドライン等を策定する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>新たなエネルギーの海上輸送体制の確立により、より安価で安定的な新たなエネルギーの輸入が可能となり、新たなエネルギー需要の増加に対応し、我が国の経済的なエネルギー需給に寄与する。また、新たなエネルギーの環境優位性の高さによりクリーンエネルギーによる社会の実現にも寄与する。</p> <p>なお、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、クリーンで経済的なエネルギー需給の実現が求められており、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の実現のために、シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入に取り組むとされている。また、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続することとされている。さらに、液化水素の利用について、</p>

	2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、燃料電池自動車や水素インフラの規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指すこととしており、また、未来を担う可能性のあるエネルギー技術として、未利用熱の利用・蓄熱・断熱技術、活用が期待される水素の製造・運搬・貯蔵技術などの高度化を進めることとされている。
行政の関与	船の安全・環境に関する基準は行政(国)が定めることであることから行政の関与が不可欠。また、検討した安全に関する指針を必要に応じて安全基準として国際海事機関(IMO)に提案するためには、国際的に強調を図る必要があるため、行政(国)が取り組む必要がある。
国の関与	上記理由により国の関与が必須である。

施策等の 効率性		行政(国)が海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定しない場合には、新たなエネルギーの安全な海上輸送体制が確立されないことで、エネルギーの低廉かつ安定的な供給が実現されない可能性があることから、今後の新たなエネルギー需要の増加に対応できない。また、事故による人命、環境等に対する被害が発生する恐れがある。 一方、下記の費用は要するものの、本施策によるガイドラインの策定は、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の実現に大きく寄与することが期待される。
	費用	740百万円(平成26年度予算要求額) 海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定するための費用。
	効果	我が国への新たなエネルギーの輸入が促進される。
代替案との 比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の 有効性		本施策の実施により、新たなエネルギーの輸送船の安全に関するガイドライン等の策定がなされ、新たなエネルギーの輸送に関わる船員の教育訓練の必要性・資格要件の検討が行われることで、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の実現に寄与することが期待される。これは、上記の政策目標に合致しており有効である。

<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例</p> <p>③ エネルギーを賢く消費する社会 水素供給インフラ導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直し</p> <p>⑥エネルギー産業を育て世界市場を獲得する シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入</p> <p>二. 戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 低廉な価格で必要な時に必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる「エネルギーが身近で使いやすい環境」を目指す。</p> <p>三. 国際展開戦略 ①インフラ輸出・資源確保 北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続する</p> <p>○インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定）</p> <p>4. 新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援 シェールガス革命に伴い需要増が見込まれるLNG海上輸送事業等の支援</p> <p>○エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定） 第2章. 2030年に目指すべき姿と政策の方向性 上流権益獲得による安定供給確保や産業部門の燃料転換、コージェネレーション利用、燃料電池の技術開発の促進と内外への普及拡大など、天然ガスシフトを推進すべきである。</p> <p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>
-------------------	--

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 33】		
施策等	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進）		
担当課	国土政策局 広域地方政策課	担当課長名	課長 甲川 壽浩
施策等の概要	<p>災害対応を含めた多様で柔軟な広域連携体制の構築・推進を図るため、各地域が有する資源の相互補完を通じた交流の拡大を図り、地域が自立・発展するネットワーク型の広域連携による地域づくりを推進する。</p> <p>（予算関係） 【予算要求額：84百万円】【予算額：35百万円】</p>		
施策等の目的	各地域が抱える課題の特性に応じた交流拡大を促進し、災害対策を含めた多様で柔軟な広域連携体制の構築・推進を図ることを目的とする。		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	-		
検証指標	地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の取組状況		
目標値	-		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>・広域的な地域間連携の先進事例である瀬戸内海地域間共助推進協議会など6件の取組みについて、成果や課題を整理した上で、地域活性化や地域防災力の向上に資する広域連携を進める際のポイントを整理した。</p> <p>・上記について、報告会を実施するとともに、先進事例集をとりまとめ、HP（URL：http://www.mlit.go.jp/common/001090214.pdf）に公開するなど広く周知することにより、全国における広域連携体制の構築に寄与した。</p>		
その他特記すべき事項	特になし		

【No. 33】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 (地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進)		
担当課	国土政策局 広域地方政策課	担当課長名	白石 秀俊
施策等の概要	<p>災害対応を含めた多様で柔軟な広域連携体制の構築・推進を図るため、各地域が有する資源の相互補完を通じた交流の拡大を図り、地域が自立・発展するネットワーク型の広域連携による地域づくりを推進する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：84百万円】</p>		
施策等の目的	各地域が抱える課題の特性に応じた交流拡大を促進し、災害対策を含めた多様で柔軟な広域連携体制の構築・推進を図ることを目的とする。		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進		
業績指標	-		
検証指標	地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の取組状況		
目標値	-		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>近い将来、南海トラフの巨大地震や、首都直下地震等の発生が懸念されている中、日頃から各地域の多様な主体が相互に連携し、資源を補完し合う広域的な連携体制の構築が必要であるが、各地域においては広域的な連携を行うに当たり、ノウハウ不足、連携主体が見つからない等、多様な課題に直面している。</p> <p>特に、広域的な連携を目指すに当たっては、各地域そのものが広域災害に対する意識を日頃より高める必要があるとともに、連携を継続していくためには各地域が抱える課題の特性に応じた体制を構築することが重要である。</p> <p>昨今の地域をとりまく状況においては、限られた地域資源を活用しながら、人口減少下を意識した地域活性化を目指す必要があり、その解決方法として交流人口の促進が地域活性化の有効な解決策となり得ると考えられる。</p> <p>具体的には「都市の高齢者の人材・資産を活用した広域連携」や「都市の若者（大学等）の人材・知識を活用した広域連携」といった人材の送り手側、受け手側のより具体的かつ個別のニーズに基づき互いの資源を補完し合う連携の取組については、案件の醸成・作り込みによって高い連携効果が期待できるものの、現在、他地域のニーズの包括的な情報収集が困難</p>		

	<p>であることや、連携ニーズのマッチング等の観点から先進的な取組が一部において検討されているに留まり、普及には至っていない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>各地域・多様な主体が相互に連携し、資源を補完し合う新たな地域連携が進まない理由として、効果の見えにくさ、各地域の課題や必要な資源等に関する情報不足やマッチングの機会の欠如、人材不足等の原因がある。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>広域的な巨大災害に備えるためには、日頃から各地域・多様な主体が相互に連携し、資源を補完し合う広域的な連携体制の構築が必要であり、そのためには目標とするモデル事例の着実な実施、ノウハウの共有等や各地域のニーズのマッチング等の環境整備が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>平成25年度に実施中の「広域的な地域間共助推進事業」の取組において取り上げた「日頃からの地域活性化の取組において顔の見える関係を構築し災害時の助け合いの取組を進めるための調査」を発展させ、複数都市間での広域連携を念頭に置いた、より規模の大きい多様な主体間の連携について対象とした調査を行う。日頃からの連携にあたっては、米国等海外で実績があり地域連携に貢献している「都市の高齢者の人材・資産を活用した広域連携」や「都市の若者（大学等）の人材・知識を活用した広域連携」についてテーマとして新たに加え、交流人口の拡大を念頭においた調査を実施する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>○「地域活性化策を推進することにより、地域がそれぞれの特色を発揮し有機的な交流・連携を深め、地域が直面している危機を突破し、地方の経済を取り戻し、国土の近郊のとれた発展を実現することを目指す必要がある。」（日本経済再生に向けた緊急経済対策（H. 25. 1. 11閣議決定））</p> <p>○「地方公共団体だけでなく、多様な階層で地域間連携を図っていくことが防災力の向上に向け有効であると考えられる。」「被災地の支援を検討する場合、国、地域ブロック、地方公共団体、企業、個人等の各段階における主体同士が連携した広域的な取組が重要であり、その実効性を高めるには防災協定の締結など災害時のための準備だけではなく、通常時からの交流・連携が有効であると考えられる。」（災害に強い国土づくりへの提言（H. 23. 7. 26. 国土審議会政策部会防災国土づくり委員会））</p> <p>○「大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」がともに重要である。」（復興への提言（H. 23. 6. 25東日本大震災復興構想会議））</p> <p>○アクションプランのテーマとして「国民の健康寿命の延伸」「若者・高齢者の活躍推進」が取り上げられている。また、都市部での高齢者対策としての地域包括ケアシステムの構築として「都市部での急速な高齢化の進</p>

	<p>展に対して、住まい、生活支援、介護などのサービス提供確保方策（民間企業や互助の活用、住宅・施設サービス整備の課題等）、地方での都市部高齢者の受入時の課題と対応策等について、有識者と自治体関係者で構成する検討会で検討を進める必要がある」（日本再生戦略（H. 25. 6. 14 閣議決定））</p> <p>○「地域における課題解決や地域活性化の上で重要役割を果たしているNP0の活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を推進する必要がある」（経済財政運営と改革の基本方針（H. 25. 6. 14 閣議決定））</p>
行政の関与	<p>広域連携に関する効果の見えにくさや各地域ニーズやマッチングに関する情報の不足があり、成功事例の育成・普及の観点から行政の関与が不可欠。</p>
国の関与	<p>広域的な巨大災害に備えた防災や地域間交流及び地域活性化の促進等、地域を越えた広域的観点から、各地域・多様な主体が地域間で日頃から相互に連携・交流する関係を構築し、全国に普及させることが重要であるとともに、各地域に共通する広域連携に係る隘路を抽出し、共有していく上で国の関与が必要。</p>

<p>施策等の 効率性</p>	<p>地方公共団体間の自主的な取組に委ねた場合、広域的な地域間連携の重要性等は地方公共団体等でも理解されており、個別の取組がなされているところであるが、災害に強い国土・地域づくり等の観点を含め、多様な主体と共同した「地域間連携」は、その効果の見えにくさ、他地域の地域資源に関する情報不足、人材不足等の理由から課題が円滑かつ効果的に解決されるとは言い難い。自治体間の取組によっても、ある程度広域連携の取組は進展することは考えられるが、その結果の全国への展開・普及という観点が希薄であり、効果は限定的である。一方、本施策によれば、下記費用はかかるものの、国が地域間連携、交流人口拡大の推進の観点から全国各地の事例を対象とした検討、比較を行うことにより、各案件の長所、短所等も相対的かつ客観的に把握可能となり、全国への効率的かつ効果的な普及施策の展開が期待できる。</p>	
	費用	<p>【84百万円（平成26年度予算要求額）】 協議会設立（ワークショップ等）、活動計画の策定（データ収集・分析、専門家招聘、アンケート等）、活動計画に基づく具体的取り組みの実施（活動周知のための広報、運営費等）のための費用</p>
	効果	<p>国としてモデル案件の調査を実施し、ノウハウの・課題等を抽出、事例集の作成や報告会を通じ、全国への普及が図られるが、今後、全国で地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の取組を行う際、効果的かつ効率的な実施が期待される。</p>
<p>の比較 代替案と</p>	概要	—

	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	本施策の実施により、多様な主体による広域的な地域間連携が促進され、地域活性化や災害に強い国土形成の推進を図ることが可能。	
その他特記すべき事項	平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。	

事後検証シート（政策アセスメント関係）

対象評価書	平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）【No. 35】		
施策等	イノベーションをもたらす地理空間（G空間）情報の活用の推進		
担当課	国土政策局国土情報課	担当課長名	課長 筒井智紀
施策等の概要	<p>世界最高水準のIT社会の実現に資する「地理空間（G空間）情報高度活用社会」を目指し、防災・減災や地域活性化等に資する地理空間情報サービスの実証プロジェクトを展開する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】【予算額：115百万円】</p>		
施策等の目的	地理空間情報を活用した防災・減災の高度化や地域活性化につながる先導的なプロジェクトを実証し、課題解決の具体方策やノウハウなどをとりまとめ、イノベーションをもたらす地理空間情報の活用を全国へ普及促進する。		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
業績指標	—		
検証指標	実証プロジェクト実施件数		
目標値	5箇所以上		
目標年度	平成26年度		
施策等の効果の測定及び結果（実際の有効性）	<p>本施策を通じて、防災・減災、地方創生・地域活性化等に資する地理空間情報サービスや事業モデルに係るプロジェクトの実証を実施した。具体的な取組・成果は、以下のとおり。</p> <p>① 近年増加傾向にある山岳遭難者への対策として、準天頂衛星等を活用し、登山者が危険地帯に近づいたときにアラートを配信することにより登山者の安全性の向上を、登山者の行動履歴を蓄積し把握することにより遭難した際の迅速な搜索活動を実現する等、安全・安心な登山に資する仕組みを実証した。</p> <p>② 災害時における移動者向けに、自分の位置に応じた有用な情報（避難勧告、道路の状況等）をスマートフォンやカーナビといった普段から使い慣れている民間情報サービスを通じて提供することにより、防災・減災に資する仕組みを実証した。</p> <p>③ 準天頂衛星を活用して高精度な位置情報を把握した上で、骨伝導イヤホンを使うことで周囲の音を遮ることなく音声ガイドで、自転車利用者にルート案内や周辺の観光スポット等の情報を提供し、周遊性を高め地域活性化を図るとともに、より安全な自転車走行を促す仕組みを実証した。</p> <p>上記3つのプロジェクトについて、実証を通じてこれまでにないサービスモデルを創出できる可能性を確認することができた。また、実証を通じて取りまとめた課題解決の方策やノウハウ（成果）について報告会を一般にて公開し、情報の共有を図るとともに今後</p>		

	の取組などについて意見交換を行った。現在も、各事業者において課題等の検証を行いサービスの実用化・事業化に向けて継続して取り組んでおり、新たな地理空間情報の活用の普及促進に資する取組である。
その他特記すべき事項	

【No. 35】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	イノベーションをもたらす地理空間（G空間）情報の活用の推進		
担当課	国土政策局国土情報課	担当課長名	課長 橋本 裕治
施策等の概要	<p>世界最高水準のIT社会の実現に資する「地理空間（G空間）情報高度活用社会」を目指し、防災・減災や地域活性化等に資する地理空間情報サービスの実証プロジェクトを展開する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地理空間情報を活用した防災・減災の高度化や地域活性化につながる先導的なプロジェクトを実証し、課題解決の具体方策やノウハウなどを取りまとめ、イノベーションをもたらす地理空間情報の活用を全国へ普及促進する。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
業績指標	—		
検証指標	実証プロジェクト実施件数		
目標値	5箇所以上		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>スマートフォンの普及や実用準天頂衛星の4機体制整備（2010年代後半）等、地理空間情報活用の基盤整備が急速に進む中、防災・減災対策の高度化、地域活性化等の観点から、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できたりする「地理空間（G空間）情報高度活用社会」の実現に向けた更なるイノベーションが必要。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>地理空間情報を活用することで可能となる高度な分析、サービスの具体的なイメージの提供が不足している。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>地理空間情報を活用した先導的なプロジェクトの実証等を通じ、課題解決の具体方策やノウハウなどをとりまとめ、全国に普及促進する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>防災・減災、地域活性化等に資する地理空間情報サービスの実証を実施し、地理空間情報を活用した防災の高度化及び地域活性化等の成功モデルの普及啓発を図る。</p>
社会的ニーズ	<p>新事業・新サービスの創出のためには、地理空間（G空間）情報利活用モデルの構築・展開等が必要である。（「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）及びその工程表）</p> <p>なお、G空間×ICT推進会議等において、地理空間情報を活用した実証プロジェクトが企業や大学等から多数提案されている。</p>
行政の関与	<p>防災・減災、地域活性化といった公益性の高いサービスの創出にあたっては、公共データの利用促進や産学官で連携した推進体制などの点で行政の関与は不可欠。</p>
国の関与	<p>地方公共団体のみでは推進が難しい新規性や効果の高い実証プロジェクトを実証するためには、国が主体となって取り組む必要がある。また、地理空間情報の活用を一部の先進地域にとどめず、実証の結果の成功モデルを全国的に広く普及促進する上でも、国において取り組む必要がある。</p>

施策等の効率性		<p>地方公共団体または民間事業者等の自主性による取組に任せた場合、地理空間情報を活用した防災・減災、地域活性化のサービスモデルは未だ十分確立されていないことから、公益的な観点から効果が高くても採算のとれないプロジェクトが回避されるとともに、プロジェクトの効果は地域限定的なものに留まる。</p> <p>一方、本施策は、地方公共団体や民間事業者等のみでは推進が困難な、新規性や効果の高いプロジェクトを実証した成果を一部の先進地域にとどめず、全国的に広く普及促進するという意味で効果的である。</p>
	費用	【200百万円（平成26年度予算要求額）】
	効果	地理空間情報を活用したサービスの具体的な成功モデルが明らかとなり、防災・減災や地域活性化に活用する取組が全国的に広がる。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—

		比較	—
	施策等の有効性		<p>本施策を通じて、地理空間情報を活用した防災・減災や地域活性化といった公益性の高いサービスを創出し、またサービス創出に向けての課題解決方策等を提示して、その知見を全国的に普及促進させることにより、「地理空間（G空間）情報高度活用社会」の実現に大きく寄与する。</p>
	その他特記すべき事項		<p>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日 閣議決定）（関係箇所抜粋、再掲）</p> <p>Ⅲ. 1. (1) ①公共データの民間開放（オープンデータ）の推進</p> <p>公共データの利用促進のために・・・利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開…にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程表（p 4） <ol style="list-style-type: none"> 1. (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進 ・ 地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進 <p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

RIA事後検証シート

事後検証実施日：平成28年3月31日

対象政策	河川法施行令の一部を改正する政令	事前評価実施日	平成22年12月10日
		事後検証実施予定年度	平成27年度
担当課	水管理・国土保全局水政課 河川環境課	担当課長名	課長 市川 篤志 課長 小俣 篤
規制の目的、内容及び必要性等	<p>① 法令等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【関連条項】 河川法第9条第2項 第23条 河川法施行令第2条第1項第3号イ</p> <p>【内容】 現在、発電のためにする水利使用は全て特定水利使用（※）とされ、一級河川の指定区間においても全て国土交通大臣の許可が必要とされている。このうち、都道府県知事が許可している水利使用（特定水利使用以外の水利使用）（以下「従属元の水利使用」という。）により取水した流水のみを利用する発電（以下「従属発電」という。）による水利使用については、特定水利使用から除外することとし、従属元の水利使用の許可権者と従属発電のためにする水利使用の許可権者を一本化する。</p> <p>※特定水利使用（河川法施行令第2条第1項第3号） イ 発電のためにするもの ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの</p> <p>② 規制の目的 従属発電による水利使用の許可権者を、従属元の水利使用の許可権者と同一にすることで、申請者の負担を軽減し、小水力発電の導入を円滑化する。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>b 関連する施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>c 規制により達成を目指した状況についての具体的指標 今回の規制緩和により、従属発電による水利使用に係る手続の円滑化が図られ、申請者の便宜が向上することで、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）第9条に基づく平成26年度の新エネルギー全体の導入目標173.3億kwhの達成のための環境整備に寄与する。</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【ウ 規制の緩和】 現在、発電のためにする水利使用は全て特定水利使用とされ、一級河川の指定区間においても全て国土交通大臣の許可が必要とされている。 このうち、都道府県知事が許可する従属元の水利使用（特定水利使用以外の</p>		

	<p>水利使用) に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外することとし、従属元の水利使用の許可権者と従属発電のためにする水利使用の許可権者を一本化する。</p> <p>これにより、当該水利使用については、都道府県知事の許可で足りることになる。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の低い新エネルギーの利用を促進し、もって環境の保全に寄与するため、RPS 法により、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気（以下、「新エネルギー等電気」という。）の利用を義務付け、新エネルギー等の更なる普及を図ることとしている。この新エネルギー等には、水力（1000kw 以下のものであって、水路式の発電及びダム式の従属発電）が含まれており、小規模な従属発電の導入を促進する必要があるものの、RPS 法が目標としている平成 26 年度末での新エネルギー全体の導入目標は 173.3 億 kwh に対し、平成 21 年度末での実績は約 155.8 億 kwh で、平成 26 年度末までに新エネルギー全体で更に 17.5 億 kwh の導入が義務づけられている。（＝目標と現状のギャップ） ○ 従属発電による水利使用の申請者は、許可申請に係る資料を従属元の水利使用の許可権者である都道府県から取り寄せ、国土交通大臣に提出することが求められているため、事務が煩雑になっている。また、従属元の水利使用の申請者が、その流水を利用して発電を行おうとする場合には、従属元の水利使用の許可権者（都道府県知事等）と従属発電の許可権者（国土交通大臣）の双方に許可申請しなければならず、当該水利使用にかかる取水量報告の提出先も異なる河川の管理者に跨ってしまい、水利使用者にとって負担となっている。（＝原因分析） ○ このように、従属発電による水利使用の申請者にとって、申請に係る手続の事務が煩雑になっているため、都道府県知事が許可している従属元の水利使用に従属する発電の許可権者と一本化して事務を簡略化し、従属発電の導入が円滑に進むようにする必要がある。（＝課題の特定） ○ 都道府県知事が許可している従属元の水利使用に係る従属発電のためにする水利使用については、特定水利使用から除外し、都道府県知事の許可で足りるものとする。 （＝規制の具体的内容）
事後検証の結果	<p>平成 26 年度の一級河川の都道府県知事等における従属発電の新規登録件数は 12 件（平成 25 年の法改正などの要因も含む）となっており、この規制緩和による一定の効果もあったと判断できる。</p>
規制の費用	<ul style="list-style-type: none"> ① 遵守費用 特になし。 ② 行政費用 都道府県等における審査経費が増加するものの、国における審査経費が減少するため全体として変化が生じないと想定したが、当初想定したとおり、全体としては、変化は生じていないと考えられる。 ③ その他の社会的費用 特になし。
規制の便益	<p>従属元の水利使用の許可権者と従属発電の許可権者が同一になることから、申請に係る図書を一部省略できることとなり、当初の想定どおり申請者の負担を軽減することができた。</p>

費用と便益の関係の分析等	事前評価実施時に分析したとおり、本案については、費用の増加はなく、従属発電による水利使用の申請者は、申請に係る手続の簡略化により、負担が軽減されたので、従属発電の導入が促進され、もって環境保全に寄与することができたと考えられる。
有識者の見解や関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ① 規制実施後の有識者等の意見 — ② 目標達成未達成に際して影響を与えた外部要因とその具体的内容 — ③ 評価において用いたデータや文献等の概要や所在に関する情報 —
その他	「規制の目的、内容及び必要性等、③ 規制の目的に係る目標、c 規制により達成を目指した状況についての具体的指標」についての根拠としたRPS法が平成24年に廃止されており、本件においては、一級河川の都道府県知事等における従属発電の新規登録件数により検証を行うこととした。

RIA事後検証シート

事後検証実施日：平成28年3月31日

対象政策	建築基準法施行令の一部を改正する政令	事前評価実施日	平成23年2月14日
		事後検証実施予定年度	平成27年度
担当課	住宅局建築指導課	担当課長名	石崎 和志
規制の目的、内容及び必要性等	<p>① 法令等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令等の名称】 建築基準法施行令の一部を改正する政令</p> <p>【関連条項】 建築基準法第20条、第88条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第67条第1項、第73条第3項、第77条第5号、第138条第1項、第139条、140条、141条、第143条及び第147条</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 以下の構造関係規定について、当時の現行法と同等以上に安全な方法でもよいこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法（令第67条第1項） ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ（令第73条第3項） ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径（令第77条第5号） <p>(2) 太陽光発電設備を建築基準法が適用される工作物から除外する。（令第138条第1項）</p> <p>(3) 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。（令第139条、140条、141条、第143条及び第147条）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>(1) 建築物等の安全性の確保を図りつつ、さらなる建築活動の円滑化を図る観点から、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。</p> <p>(2) 太陽光発電設備は、電気事業法において「電気工作物」として扱われ、同法に基づく技術基準、基準不適合の場合の基準適合命令等により十分な安全性確保が担保されるため、建築基準法が適用される工作物から除外する。</p> <p>(3) 現行、時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物については、耐久性等関係規定以外の仕様規定も適用されることとされているが、当該規定は、時刻歴応答解析（※）によってその規定に係る安全性が検証できる規定であるため、当該計算を行って大臣認定を受けた工作物について、当該規定の適用を除外することとする。</p> <p>※時刻歴応答解析：大規模な地震波により建築物等に生じる力・変形の変化を時々刻々とコンピュータにより、シミュレーションし、建築物等の耐震安全性等を検証する構造計算の手法</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>4 水害等災害による被害の軽減</p>		

- b 関連する施策目標
1 1 住宅・市街地の防災性を向上する

- c 関連する業績指標
多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率

④ 規制の内容

- (1) 以下の構造関係規定について現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。
- ・鉄骨造等の小規模建築物（軒の高さが9m以下で、かつ、張り間が13m以下の建築物（延べ面積が3000㎡を超えるものを除く。）等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法について、現行のボルト接合に加え、高力ボルト接合等でもよいこととする。（令第67条第1項）
 - ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さについて、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。（令第73条第3項）
 - ・鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径について、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。（令第77条第5号）
- (2) 現行の建築基準法令が適用される工作物として扱われている高さ4mを超える太陽光発電設備を建築基準法の適用対象から除外する。
- (3) 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。

⑤ 規制の必要性

(1)

- 建築基準法では、建築物等に関する技術的基準を定めることによって、その安全性の確保を図り、もって国民の生命等の保護を図っているが、現在、建築物等の安全性を確保しつつ、さらなる建築活動の円滑化を図ることが求められている。（＝目標と現状のギャップ）
- 現行、鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法については、現行のボルト接合よりも安全である高力ボルト接合等が認められておらず、また、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ及び柱の小径についても、現行定めている方法以外の安全な方法が認められていない。（＝原因分析）
- このように、鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ及び柱の小径については、現行と同等以上に安全な方法があるため、これらの構造方法でもよいこととする必要がある。（＝課題の特定）
- 鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法、鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ及び柱の小径について、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。（＝規制の具体的内容）

(2)

- 建築基準法においては、太陽光発電設備を含む工作物の構造耐力等に係る技術的基準を定めることにより、その安全性の確保を図り、もって国民の生命等の保護を図っているが、現在、その安全性を確保しつつ、さらなる太陽光発電設備の建築活動の円滑化を図ることが求められている。（＝目標と現状のギャップ）
- 太陽光発電設備については、電気事業法において建築基準法で定める構造耐力等に係る技術的基準と同等の基準が定められており、また、その建築にあたっての手続きについても定められている。（＝原因分析）
- このように、太陽光発電設備の建築にあたり、電気事業法と建築基準法で重複している部分があるため、建築基準法が適用される工作物から除外し、

	<p>その安全性の確保を図りつつ太陽光発電設備の建築の円滑化を図る必要がある。(＝課題の特定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の建築基準法令が適用される工作物として扱われている高さ4mを超える太陽光発電設備を建築基準法の適用対象から除外する。(＝規制の具体的内容) <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法では、建築物等の構造耐力等に係る技術的基準を定めることにより、その安全性の確保を図り、もって国民の生命等の保護を図っているが、現在、建築物等の安全性を確保しつつ、さらなる建築活動の円滑化を図ることが求められている。(＝目標と現状のギャップ) ○ 耐久性等関係規定以外の仕様規定については、時刻歴応答解析によって検証できる規定であるが、現行、当該計算を行って国土交通大臣の認定を受けた工作物についてもこれらの規定が適用されることとされている。(＝原因分析) ○ このため、時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外し、工作物の安全性の確保を図りつつ建築活動の円滑化を図ることとする。(＝課題の特定) ○ 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。(＝規制の具体的内容)
事後検証の結果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄筋コンクリート造の建築物において、従来よりも細い柱を有するものを建築することも可能となるなど規制の緩和による効果がみられることから、規制の目的である建築活動の円滑化に寄与していると判断できる。 (2) 建築確認に要する費用が不要となったため、規制の目的である太陽光発電設備の整備の円滑化に寄与していると判断できる。 (3) 時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた鉄筋コンクリート造の広告塔において、従来よりも細い鋼材を使用することも可能となるなど規制の緩和による効果がみられることから、規制の目的である建築活動の円滑化に寄与していると判断できる。
規制の費用	<p>① 遵守費用</p> <p>(1) 規制の緩和を行うことにより建築費用が低減すると想定したが、従来よりも細い柱を有するものを建築することも可能となり、設計の自由度が高まったことを踏まえると、想定通りであったと考えられる。</p> <p>(2) 規制の緩和を行うことにより建築費用が低減すると想定したが、建築確認に要する費用が不要となったため、想定通りであったと考えられる。</p> <p>(3) 規制の緩和を行うことにより建築費用が低減すると想定したが、従来よりも細い鋼材を使用することも可能となり、設計の自由度が高まったことを踏まえると、想定通りであったと考えられる。</p> <p>② 行政費用</p> <p>行政費用は追加的に発生しないと想定したが、確認審査日数が平成22年下期から平成26年までにおいて50日程度で定常的に推移していること、太陽光発電については建築確認が不要となったことから、想定通りであったと考えられる。</p> <p>③ その他社会費用</p> <p>なし</p>
規制の便益	<p>(1)(3) 設計の自由度が増すとともに建築物の構造安全性が確保できる等の便益が生じると想定したが、建築確認により建築物の安全性は確保されていることなど当初の想定のとおり便益があったと考えられる。</p>

	<p>(2) 太陽光発電設備の安全性は電気事業法において安全性が担保されるため、建築基準法が適用される工作物から除外しても安全性は低下しないと想定したが、電気事業法で安全性を確保されていることから当初の想定のおよりの便益があったと考えられる。</p>
費用と便益の関係の分析等	<p>規制の事前評価においては、本規制の緩和により、遵守費用は低減するとともに追加的な行政費用は発生しない一方で、円滑な建築活動が可能となるため、規制の緩和による便益は大きく費用を上回ると評価した。実際の遵守費用及び行政費用並びに実際の便益は、当初想定したものと同様であるため、本規制の緩和による便益は大きく費用を上回ることとなった。</p>
有識者の見解や関連データ	<p>○評価において用いたデータや文献等の概要や所在に関する情報 確認審査日数：「構造計算適合正判定を要する物件に係る確認審査日数」（国土交通省）</p>
その他	<p>特になし</p>